

# 非暴力平和隊・日本(NPJ) ニュースレター

第72号

2019年8月25日発行

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町 1-21-7 静和ビル 1階 A 室  
スペース御茶ノ水気付 非暴力平和隊・日本

Tel: 080-6747-4157 E-mail: office@np-japan.org

Website: <http://np-japan.org/>

## Nonviolent Peaceforce Japan Newsletter

- |  |            |    |
|--|------------|----|
| ・【巻頭言】岡本三夫さんを偲ぶ                        | 共同代表 君島 東彦 | 2  |
| ・UCP（非武装市民保護）に関する<br>NPと国連共催修養会報告書を読んで | 会員 及川 洋子   | 4  |
| ・参院選挙結果が求める“攻勢防御”                      | 事務局長 安藤 博  | 6  |
| ・沖縄報告                                  | 共同代表 大畑 豊  | 8  |
| ・カンパ御礼（裏面）                             | 事務局        | 16 |



【安和棧橋で動き出した運搬船を止めるカヌー】

## 【巻頭言】岡本三夫さんを偲ぶ

共同代表 君島東彦

7月20日、岡本三夫さんが天に召された。86歳であった。

岡本さんはお元気な頃は非暴力平和隊・日本の理事をつとめられ、われわれの力強い支持者であった。わたし個人としても、非暴力平和隊・日本としても、岡本さんから多くの激励を受けた。長年にわたり岡本さんから受けた恩に対して御礼を申し上げ、ご冥福をお祈りしたい。

わたしにとって、岡本さんは特別である。岡本さんの生地、栃木県烏山町（現在は、那須烏山市）とわたしの生地、栃木県大田原市とは27kmしか離れていない。岡本さんは1933年生まれ、わたしは1958年生まれなので、25年の差があるけれども。岡本さんは、大日本帝国に教育された「軍国少年」、戦後の困難な生活から出発して、米国、西ドイツ等で自己変革を続け、1960年代末に香川県善通寺市にあるキリスト教系の四国学院大学で教え始めたとき、平和学と出会った。「平和学の生誕」を告げるというべき、ヨハン・ガルトウングの論文「暴力、平和、平和研究」（1969年）を読んで以来、岡本さんは日本と世界の平和学の発展を担う1人として、尽力された。

学問の世界、人類の平和への努力に国境はない。人類の平和への普遍的な努力に対して、それぞれの国の学問、それぞれの国の市民はどのようなかたちで寄与するか、ということである。日本の学問、日本の市民はどのようなかたちで人類の平和への努力に寄与するか。岡本さんは、とりわけ3つの課題について、研究者として市民として、貢献されたと思う。

1つ目は、ヒロシマの被爆体験の思想化という課題である。1968年5月、珠代さんとの新婚旅行の途中で広島を訪れて以来、広島の被爆体験をどう思想化し、それをいかに人類が共有するかについて考え、行動された。1990年に広島修道大学に赴任されてからは、まさに広島の平和運動の中心として活動された。

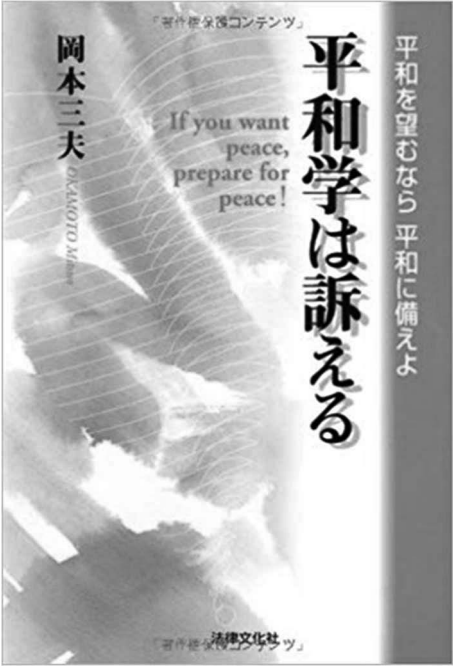
2つ目は、日本国憲法9条の非暴力平和主義をうけとめ、活かす課題である。この点で、岡本さんは非暴力平和隊・日本の活動を支持された。広島においては、第九条の会ヒロシマの世話人代表をつとめられた。



3つ目は、長期的な視点で平和をつくる課題、次世代の人間形成の課題である。これは、初等中等教育における平和教育、大学・大学院における平和学・平和研究の課題である。平和をつくる課題は世代を超える長期的な課題である。一世代でできることには限りがある。平和をめざす次の世代を育てることの重要性はどんなに強調しても強調しすぎることはない。具体的には、初等中等教育において、どのような平和教育を実践できるか、大学・大学院において、どのような平和学・平和研究を行うか。岡本さんはこれらの課題に精力的に取り組まれた。

被曝体験と憲法9条を持った戦後日本が、平和を志向する社会であることは間違いないが、教育についていえば――初等中等教育も大学教育も――ひとりひとりの個人の自発性、自由な発想や生き方を大事にするというよりも、画一的、大勢順応主義的であり、教育における革新が弱い。その結果、米国や英国には平和学部や大学院平和学研究科がいくつもあるのに比して、日本においては平和学部は1つもなく、大学院平和学研究科は2つしかない（恵泉女学園大学、広島市立大学）。岡本さんは、日本の大学に平和学部をつくる必要性・重要性を繰り返し訴えられた。

わたしは、日本学術会議平和問題研究連絡委員会、日本平和学会理事会、そしてさまざまな平和運動の場において、同郷の先輩、岡本さんと一緒にさせていただく機会に恵まれた。岡本さんとの会話から多くのことを学んだが、それらはわたしにとってかけがえのない財産である。これからも「岡本さんとの対話」は続く。



# 『UCP（非武装市民保護）に関する NP と国連共催修養会報告書を読んで』

会員 及川 洋子

.....

\*5月10～11日の両日、NPと国連加盟3か国の政府代表部主催でUCPに関する説明会・検討会（リトリート）が行われ、16頁の報告書が下記のNPのウェブ上に掲載されています。これを読まれた及川洋子さんが感想文を寄稿してくださいました。リトリートは修養会としました。

[https://www.nonviolentpeaceforce.org/images/UCP\\_Retreat\\_Report\\_-\\_10-11\\_May\\_2019.pdf](https://www.nonviolentpeaceforce.org/images/UCP_Retreat_Report_-_10-11_May_2019.pdf)

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇  
2019年5月10日から11日にかけてニューヨークで行われた非暴力平和隊のリトリートは、オーストラリア、セネガル、ウルグアイ各国国連政府代表部と共催で他の国連メンバー、国連事務局、そしていくつかの非政府組織を迎えて、非武装市民保護（UCP）の方法論と国連の市民保護にどのような貢献ができるのか検討を重ねました。

1日半で参加者は非武装市民保護の基本概念を学び、非暴力平和隊の世界の国々の違った状況に於ける現実的行動について様々な関連するトピックス；

- ①非武装市民保護と難民や家や地域を追われた者、地域住民の平和保持への関わり方
- ②個人的保護と地域的保護の組み合わせ

- ③非武装市民保護と国連のピースオペレーションの現地行動について
- ④非武装市民保護と国連メンバー国の役割
- ⑤高いレベルにおける仲介や交渉と地域住民レベルの交渉を統合、などについて部会に別れて話し合いました。

非武装市民保護は市民を暴力から保護するための方法です。少なくとも世界の42カ所に於いて非政府組織によってこの方法が運用されており、イラク、南スーダン、フィリピン、ミャンマーにおける運用を例として実際の働きを検証しながら、非武装市民保護の根本的哲学を紹介し、これを上記5点の国連活動にどのような様に取り入れて行くかを探るものです。

この報告書を読みながら感じたのは、非暴力平和隊の国連に対する力強い説得力です。非暴力平和隊、そしてその非武装市民保護の柱は非暴力主義です。暴力衝突をできる限り回避する事。衝突が起こった際には、市民が暴力に巻き込まれない様に暴力を使わず守る事です。そしてもう一つ重要な柱は、その衝突地域の市民が自らの力で自分たちを守る事ができる事です。それが遂には平和へと続くのです。しかし一方の国連のピースオペレーションに於いては、平和維持軍にしても国連各国から派遣された武装軍隊であり、警察やいずれの平和維持の方法も非暴力の思想からは離れており、市民が暴

力の巻き添えをくう事は否めません。反対に安易に家や地域から難民として出てしまうと命の危険リスクは大きくなるとこのリトリートで報告されています。実際には国連もこの様な武装した平和維持軍が全てを解決するとは考えていない事が、このリトリートの話し合いからも判ります。現在のやり方では、次から次へと発生する複雑な武力衝突がどの様な状態であるかを上手く分析する事が出来、効率よく地域の人々を助ける事が出来ているとは考えていないのです。

非暴力平和隊はその現場における試行錯誤を重ね、確固とした非武装市民保護方法論を練り上げ、運用し、良い結果を出しており、この方法論をどの様に国連のピースオペレーションに適用して行くのか、先にあげた5つの点において詳しく検討し国連へ提案しています。もちろん地域住民への技術的訓練や自立精神を養う応援は基本的に重要ですが、現実的には平和維持軍や派遣された警察にも現場において非武装市民保護の訓練をしなければならないとしています。多岐に及びきめ細かな点について提案されていますが、最後に全てのリトリート参加者が同調するのは、この非武装市民保護を国連の平和維持運用に適応させるための最大難関は、非武装市民保護の肯定的な効果と利点をどの様にして理解してもらうのかと言う事です。理解がなければ、実際に効果を期待する事は難しいのです。この方法はあまり知られていなく初めは

補助として運用しなければならないとしています。

世界における難民の数は例にない勢いで増えており、衝突が起こり得る地域の数が増える一方です。また、経済発展国において武器生産や武器貿易がさらに盛んになっている現在に至っては、国連が非武装市民保護に切り替える事は、市民の平和への希求と暴力への抵抗する機会を与えられる事であり正に不可欠であると言えるでしょう。このコンフレンス報告の中に「平和を保ち続けるとは、地域に住む人々によって作り上げなければならないのです。国際社会のパートナー達は武力衝突地域に住む人々が平和を必要としているからと言うだけでなく、彼らに平和を作り上げる力があると信じなければなりません。」とあります。私たちはたとえ、暴力衝突が起こっている地域に住んでいなくても、平和を求め、平和を作る力があるのです。国際非暴力平和隊が国連に働きかけをする様に日本においても何らかの形で日本政府にこの様に働きかけをしなければならないと感じました。



【リトリート参加者 集合写真】

## 参院選挙結果が求める“攻勢防御”

理事・事務局長 安藤博

### 軍事の日常化

海上自衛隊の護衛艦を初めて間近に見ました。八月初めにたまたま訪れた函館は「港まつり」の最中、「港まつり」恒例イベントで海上自衛隊艦船の見学会が行われていたのです。護衛艦「きりしま」(7,250トン)が函館港の岸壁に停泊していて、真っ白な海軍夏服をきた海上自衛隊員たちがにこやかに子供連れなどの見学者を迎えています。

わざわざ見学しに行ったのは、「多数の飛行機やミサイルによる同時攻撃に対処するための高度に自動化された対空システム」を配備したイージス艦であるからです。敵が放ったミサイルを迎撃するという対ミサイル/ミサイルは、他の艦砲と違って甲板から垂直発射されるということを初めて知りました。

『非暴力平和』を掲げる団体の会報に軍艦のことが堂々と載るようになっては世も末だ」と慨嘆される方もおありでしょう。

安倍晋三首相が「自民党結党以来の課題」として執念を燃やす憲法9条改憲が通れば、夏祭りのイベント止まりの「軍事」「軍隊」が日本の日常生活の至るところに入り込み、日本は戦前同様の“戦争国家”になって行くでしょう。平和憲法を基盤とする第二次大戦後の“世”は“末”となります。

### 「大勢は動かず」の参院選

「大勢は動かず」と評される参院選でした。つまり「一強他弱」の国会情勢は少しも変わらない。また、投票率が50%を割ったことから、「与野党ともに敗北」とされる結果でした。「与党も野党も、わざわざ投票所に足を運んで投票するだけのものじゃない」という評価を踏まえての棄権ならまだしも、棄権の多くは選挙、政治そのものにそっぽを向いての投票ボイコットであったようです。

「大勢は動かず」だとすれば、改憲に関わる状況も選挙の前と後とで変わりがないか。そうも言えないようです。憲法9条破壊を目指す安倍晋三首相は、この参院選を境に改憲への意欲をはっきり表に出すようになりました。そして、従来の【自民・公明・維新】の枠を超えた、より幅の広い改憲グループの形成に乗り出しています。ターゲットはジリ貧傾向国民民主党。さらに、立憲民主党のなかでも「護憲的」とか「立憲的」と称する改憲派もねらい目でしょう。それに呼応するかのよう、国民民主党の玉木雄一郎代表が参院選後の7月25日、インターネット放送「文化人放送局」に出演し「私ね、生まれ変わりました、憲法改正の議論はしっかり進めていきましょう」と述べています。

安倍首相は選挙前から誰もが反対しにくい「議論」を前面に立て、「議論をする

か、しないかの選択だ」と選挙民に呼びかけました。選挙後には「少なくとも議論すべきだ」という国民の審判は下った」と。「議論」とは、いうまでもなく国会憲法審査会の審議を開催することです。ひとたび憲法審査会の土俵に乗せてしまえば、あとは強行採決に持ち込んでしまうわけでしょう。

参院選を経て「安倍4選」が、例えば自民党幹事長の言葉などでまともに言われるようになってきたのも見逃せません。わたしたちは、一昨年以来「間近に迫った改憲発議にどう対処するか」として改憲阻止の活動をしてきたのですが、9条を守る闘いはもっと長期に取り組まねばならないようです。

### ”攻勢防御”を

これまでの護憲は、劣勢のボクサーがロープに追い詰められグラブを顔面の前に重ねてひたすら打たれているような趣きがありました。万事「自国イチバン」が言われ、軍事力が幅を利かしている今日の世界で、平和的手段によって平和を守ることを謳う平和憲法を、もっと積極的にもっと広く訴えていかねばなりません。9条の”攻勢防御”です。

そこで問題になるのは、「北の脅威」「中国の海上兵力増強」に対処するためという9条改憲を支持するひとびとに対して、どうしたら9条が実際に活かしていることを実感できるように呼びかけられるか

す。

「軍事力で平和を守れはしない」ことまでは、これまでの歴史の事実をもとに言うことができます。しかしそのことを超えて、「平和的手段で平和をつくるのが出来る」ということを、安倍首相の「自衛隊を書きこむだけ」という改憲に対抗してひとびとに納得させられるか。これこそは、君島東彦・非暴力平和隊 代表がこの5月31日に東京・文京区の【文京アカデミー】で開催された討論集会で述べたことでした。「9条を変えないというなら、変えない理由を説明してくれということ。」

それは、どうみても言葉の上だけのことではありません。9条を活かすという言葉が説得力を持つような状況を日本を取り巻く北東アジアに作っていかねばならないのです。そうした状況をつくっていかうという護憲平和の目的が、ひるがえってその目的達成の手段であるという、堂々巡りにもなりかねない難しい課題です。

外交の現場に出たり、利害のかかる貿易取引でつばぜり合いをしたりするのは、政府の行為で北朝鮮、中国との敵対関係が高じてくるようなとき、同じ市民どおしで殺し殺されるようなことだけは決してしないことを最後まで言い続けることでしょう。

9条の原点は、そこにあります。

## 沖縄報告

共同代表 大畑豊

### 降って湧いた災難

沖縄に住み始めてからいろいろ初めてのことを体験し、と以前書きましたが、今回は床上浸水初体験です。

8月2日は朝から断続的に雨が降っており、午後からは私のいる名護市汀間の集落の道は冠水し川のようになり（これは今までもありました）、敷地の水位も上がりだしました。もしかしたら、と一応避難の準備をしている間に見る見るうちに水位が上がり、5時半頃急いで車で脱出。タイヤも10~15センチぐらい水に浸かってました。今から思うと危機一髪で、このタイミングを逃していたら車も動かせなかったかもしれません。

集落内の川のようになっている細い道を恐る恐る通過。これで一安心と海岸沿いの県道を一路辺野古へと向かったのですが、道路は途中3,4ヶ所で冠水し、山側から海に向かって道路を遮断するかのごとく川のように水が流れているところもあり、万事休すかと思うこと何度か。運転している最中に私の携帯がビービーと鳴り出し、あとで見ると避難情報でした。

### クッションへ避難

この日は辺野古の民宿「クッション」に緊急避難。クッションは一泊2,000円で座込みに来た人たちに安価な宿泊を提供

するとともに、休憩所、語らいの場にもなっています。「沖縄平和サポートセンター」も兼ねており、Tシャツ等の辺野古グッズや書籍の販売、4ヶ国語で辺野古情報発信もしています。（Stand With Okinawa で検索）

「あつまれ辺野古」も会議や諸々の作業に利用させてもらっており、この場なしにはあつまれの活動は考えられません。

### 不幸中の幸い

翌朝、家に戻ると、水はひいてましたが、床上まで浸水した跡があり、地面から測ると35センチぐらいまで浸水してました（私の住む通称「ななち家」は床下が15センチもない）。浄化槽の蓋も開いてしまっていました。

ほとんどのものは机や台の上にあげておいたので、被害は少なかったですが、掃除がたいへんでした。幸い、高圧洗浄機を借りれたり、掃除がだいたい済むまでは雨は止んでくれていたので、部屋のを外に出すことができ助かりました。

まだまだ台風シーズンは続くので、部屋の中は避難態勢を維持したままです。この日以降も何度か豪雨があり、それまでは何とも思ってなかったのに雨が降るたびに、今回は平気かな、と心配になるようになりました。

前置きが長くなりましたが、沖縄での活動報告をさせていただきます。



## 塩川港から2回目の搬出

塩川港が昨年9月の台風被害から復旧してから4月25日に最初の搬出が行なわれ、その時に市民の抗議活動によりダンプ24台分しか積みなかつたことは前回報告しました。その約1ヶ月後の5月21日に2回目の搬出が行なわれました。このときには機動隊35人、警備員100人、防衛局員50人、琉球セメント職員30人以上が動員され、しかも事業者が使用許可を得ている範囲外にフェンスやネットを配置しダンプの通路を確保するという暴挙に出ました。港を管理する県港湾課に、使用許可違反だと連絡すると、職員もすぐに見にきました。この日は市民が抗議するなか、昼過ぎまでかかって181台分が積み込まれました。



【許可されていないネット、塩川港】

## 県が謝罪

塩川港での市民の排除は異常と、フェンス設置を許可した北部土木事務所を市民60人が翌22日に訪れ抗議しました。同

事務所所長は「安全上の観点から判断し、了承した」と説明しましたが、今後のことは本庁と協議したい、とのことでした。平和運動センター・山城ヒロジ議長は「知事が違法工事だと言っているのになぜ港の使用やフェンス設置を認めるのか」と訴えました。これを受け23日、県港湾課課長は「事業者による行き過ぎた安全対策があり、不安と心配をお掛けしたことにおわび申し上げます」と謝罪しました。

県によると事業者から4月の搬出後に安全対策の提案があり、容認したが、提案された内容とは違う形で実施され、さらに5月に入ってから事業者から安全対策の拡大について求められたが、実施しないよう伝えていました。課長は「関係者を厳重に注意していく。今後も関係法令に基づいて適切に対応する」と話しました。



【塩川港での阻止行動】

## 無責任な防衛局

沖縄防衛局も4月末に県庁を訪れ抗議行動に対する措置を口頭で求め、その後5

月に要請書を県に提出しましたが、県は立ち入り禁止措置をとる権限はないと、回答していません。防衛局は「事業者が自主的な取り組みとして港湾管理者(県)から了解を得た上で安全対策として(柵等を)一時的に設置した」としていますが、のちに県の許可を得てないことを認め、事業者が自主的に、と言い防衛局の指示ではないことを強調していますが、現場には防衛局職員もいて指示している姿も確認されています。

### まさかの警備

このような県の謝罪や「関係者を厳重に注意していく」との表明にもかかわらず、翌 24 日には再び柵やネットを使っての「警備」がされ、搬出作業が行なわれました。

土砂積み込みを阻止するために市民はダンプの前に立ちふさがろうとしましたが、警備員や防衛局職員は市民らを追い掛け、1 人につき複数人でネットを使って囲い込んだりしました。

市民からは「イノシヤや鶏のような扱いだ」「警備員による拘束は違法だ」と抗議の声をあげました。ヒロジ議長は「警備員や防衛局職員らによる市民らの拘束は民間人による民間人の身体拘束、私的制裁で、ゆゆしき人権侵害だ」と批判しました。また連日、塩川港で抗議・監視活動をしている本部町島ぐるみ会議は港を管理する本部町に対し、県港湾管理条例に基づき、辺野古用土砂の搬出で同港を使わせないよう、要望しました。



【ネットで市民の抗議を制限、塩川港】

### 警備業法違反

警備業法第 15 条には「警備業者及び警備員は、警備業務を行うに当たっては、この法律により特別に権限を与えられているものでないことに留意するとともに、他人の権利及び自由を侵害し、又は個人若しくは団体の正当な活動に干渉してはならない。」とあり、警備員とはいえ一市民と同じであり、人の自由を制限する権限は一切ありません。警備員の行為はまさにこれに違反しており、現場でもそのことを警備員に抗議していますが、聞く耳を持ちません。近くにいる機動隊員にも違法行為ではないか、と訴えても対応しようとしません。

### 県の撤去要請無視

6 月 24 日、みたび塩川港が使用されました。このときも業者が使用許可された区域外に柵やネットで仕切り、市民の抗議行動を制限しました。これを受け、県は当日、業者と防衛局に撤去を申し入れましたが、撤去されることはありませんで

した。弁護士も「民間に許される行為をはるかに超えており、違法状態といえる」と指摘しました。

### 嘉手納降下訓練に抗議

日米両政府が例外的な場合のみ認める米軍嘉手納基地でのパラシュート降下訓練が今年に入り3回も行なわれ、半ば常態化していることに関し、謝花副知事は政府に抗議しました。

降下訓練は基地外の住宅地上空を横切って実施されており、一歩間違えれば重大な事故につながりかねません。

1996年のSACO最終報告で読谷補助飛行場で実施されていた降下訓練は伊江島補助飛行場に移りました。5月21日に嘉手納で訓練が行なわれたときは、伊江島の海上条件が悪かったため、とっていますが、実際当日は伊江島でダイビングも行なわれていた状況で「例外的な場合に当たらない」と批判しました。続けて副知事は「本音を言えば伊江島でもなく、狭い沖縄以外の県外、国外で訓練をしてほしい」と伝えました。

### 訓練集中する伊江島

一方、伊江島ではフェンス外に米兵が落下するなど降下訓練による事故が相次いで発生、900キロもの車両を投下する危険な訓練の実施や、村による中止要請を無視した訓練実施など米軍の横暴さが目立ちます。伊江村は「受け入れたのは読谷で実施されていたものだけ」であり、すべて受け入れたわけではない、と困惑

しています。補助飛行場の隣接地の村民は「そもそもこんな狭い島でなく、広い米本国で訓練すべきだ」「補助飛行場は狭くタイミングが数秒ずれただけでフェンス外や海上に落下する」と訴えます。

### 米軍 不起訴8割

2018年に国内で発生した米軍関係者による一般刑法犯の起訴率が14.5%で、国内での全起訴率が30%後半で推移しているのに対し、起訴率が低いことが日本平和委員会の調べでわかりました。起訴件数が9件だったのに対し、不起訴は53件でした。なかでも暴行5件、強姦性交、詐欺、横領各1件ありましたがすべて不起訴でした。窃盗も28件のうち27件が不起訴です。

### 沖縄では

沖縄県に関しては起訴率18.8%で、暴行1件、窃盗18件はすべて不起訴でした。起訴率が低い要因として、特に重要な事件以外は日本側が裁判権を行使しない、という1955年の密約の存在があり、相変わらずこの密約がいきている証拠です。また起訴・不起訴合わた数は全国で62件で、沖縄だけで32件ですので、米軍犯罪の半分以上は沖縄で起きていることになります。

またこの件数に入らない酒気帯び運転や交通事故事故なども4,5月だけで10件に昇り「異常事態」と周辺自治体首長からの声が上がっています。

## 弾薬庫 住民知らされず

与那国に2016年3月に配備された陸上自衛隊「沿岸監視隊」駐屯地内に弾薬庫が整備されていたことが5月末、判明しました。防衛省が13年に町に説明するために作成した資料には弾薬庫を「貯蔵庫施設」と偽り、弾薬庫の存在を知らされぬまま、監視隊の配備の是非を問う住民投票が15年に実施され、賛成票が58%を占めました。14年に市民の会が弾薬類の保管施設の有無を問う質問状を沖縄防衛局に出したが回答はありませんでした。

今年3月に配備された宮古島駐屯地では、防衛省が「保管庫」とする場所に、置かないと説明していたミサイルが保管されていたことが発覚、岩屋防衛相は謝罪しましたが、今回は、「弾薬庫持たぬ部隊はない」と同相は開き直り、謝罪しませんでした。

その後、外間・与那国町長は防衛省から弾薬が保管されることを知らせていたことが判明、町長は住民からの質問がなかった、として説明しませんでした。しかし、弾薬庫の存在は配備の是非を決める重要な判断材料であり、質問がなかったでは許されません。また防衛省がなぜ直接住民説明会を開かなかったのかについては、地元首長が反対していれば説明会を開くが、町が賛成して誘致したもので、説明は町に任せていた、とのこと。防衛省と町がグルとなって住民に知らせない茶番劇を仕組んでいた、と

思われても仕方ありません。

## 火災時 避難困難

宮古島と石垣に配備予定の陸上自衛隊の地对空・地对艦ミサイルが火災に巻き込まれた際に爆発するまでの時間は2分で、その際は1キロ以上離れるか物陰に隠れる等の対策が必要とされていることが、陸自の資料からわかりました。この資料を入手した軍事評論家の小西誠氏は「有事はもちろん平時も火災の可能性」はあり、住民が2分で1キロ先まで逃げられるのか、と疑問を呈すると共に、「生活圏の近くに弾薬庫を置くこと自体おかしい」と批判しました。実際、弾薬庫の半径1キロ以内には宮古で230世帯450人、石垣で20世帯50人が住んでいます。宮古では住民説明会で爆薬が爆発した際の住民の避難について聞いても「防衛省は何も答えなかった。住民の声明・財産のことは全く考えてない」と住民は怒りをあらわにしました。60代女性は「ここは年寄りが多く住んでいる。爆発したらどうやって逃げるのか」と不安を口にしました。

## 違法だらけの「公共」工事

辺野古新基地建設は違法違反の「百貨店」ですが、警備員雇用に関しても同様です。以前、辺野古新基地に関わる海上警備業務を請け負っていた沖縄マリネセキュリティが、いわゆるブラック企業であることは既知ですが、その後、業務を2017年12月から請け負ったセントラル警備保障もまたもやブラックでした。警備員

は休憩時間も船内に拘束されたままで、突発的な事態にも対応させられ、元・現警備員が賃金の未払いとして労基署に訴えています。勤務報告も実態とは異なる実績を、会社側が示した記入例に従って記入させられています。

また、内部文書で、労基の基準通りに休憩を実行することは難しい、「防衛局と調整する」と記述、休憩に当たらないことを認め休憩時間1時間当り500円支払う、としています。額は最低賃金よりも全然低い額です。一方労基署の調査には休憩時間は与えている、と矛盾した主張をしています。これ以外にも受注後すでに4件の船舶事故を起こしていたことも発覚しています。

このような実態が明らかになっても防衛局は「受注業者が適切に業務を履行していると認識している」そうです。

### 受注業者に天下り

大浦湾の軟弱地盤の改良工事は可能とした報告書をまとめた建設コンサルタント3社に2009年度～18年度までの10年間で防衛省OB7人が再就職していたことが判明、報告書の妥当性が問われます。

### 民意は公益

前・翁長県政、そして現・玉城デニー県政においても辺野古新基地建設阻止は一番大きな公約です。にもかかわらず基地建設を推進するような許認可がこれまでもされてきました。「法令、条例に従えば許認可せざるを得ない」が県担当部署の

言い訳です。

しかし、行政のトップが新基地は絶対につくさせない、あらゆる手段を講じる、と言って、公約として掲げ、当選しているのに、なぜそのような判断ができるのか、と現場で抗議行動に参加している市民からは不満の声が上がっています。条例には裁量権が明記され、公益に反する場合には許可しない、取り消すことができる、という条項があります。これまで国政選挙、地方選挙で何度も示されてきた沖縄県の民意は公益であり、これに従って許可しないことは可能、と学者は指摘しています。

### 棧橋仮置き場 許可

告示 沖縄県赤土等流出防止条例に係わる表示	
工事名	安和棧橋港内製品仮置き
通知書番号	北保第1-30155号
通知年月日	平成31年4月11日
工事面積	4,240㎡
工事期間	平成31年4月18日～令和11年3月31日
管理者名	生産部 採鉱課 課長
残土処理場所在地	沖縄県名護市字安和1008番地

【安和棧橋に掲げられた赤土条例の看板】

辺野古シュワブ基地前、安和棧橋、塩川港では、その民意を示すべく連日、殺人光線のような太陽光が降り注ぐ炎天下の中、年配のオジー、オバーたちを中心に抗議、阻止行動が取り組まれています。現場に来たことがある人ならすぐ理解で

きると思いますが、まさに命がけです。その必死の努力を無にするような行政判断がまたなされてしまいました。

安和棧橋内には辺野古埋め立てに使われる土砂（赤土）が仮置きされていましたが、県赤土等流出防止条例に基づいた手続きがされていないということで、棧橋が使い始められた昨年12月当初から使われていませんでした。3月に琉球セメントが届出を提出、県は、条例に反しない状態と確認されると4月に許可を出してしまいました。



【安和棧橋内の仮置き場の土砂（赤土）】

### 搬出 加速化

これまでは棧橋の出入り口での抗議阻止行動により、ダンプの出入りを遅らせ、運搬船への積み込みを遅らせて来ましたが、仮置き場の土砂が使われることにより、ダンプを止めても棧橋内の土砂を積み込まれてしまうので搬出を遅らせることができなくなってしまいました。棧橋に抗議に来ていた男性（74）は「県は現

場で闘う県民の声を聞いてほしい」と訴えました。

そもそも、この棧橋で埋め立て用の土砂を搬出するのも目的外使用で違法だし、埋め立てには岩ズリを使うとなっているのに、今回のこの許可により搬出しているのは岩ズリではなく、赤土であると自ら認めているようなもので、この時点でアウトです。

仮置き場は6月4日から使われ始め、この日は4隻分が搬出されてしまいました。現在は抗議行動が取り組まれていない日には5隻分積まれる日もあり、それまで3隻でしたので、積み出しが加速化されてしまっています。



【塩川港での阻止行動】

### K8 護岸使用開始

辺野古への埋めて用土砂はこれまでK9護岸を使って台船から陸揚げされていましたが、新たにK8と呼ばれる護岸が出来、ここを使っての陸揚げも6月11日から開始されました。今まで1ヶ所だった陸揚げ場所が2ヶ所になり、土砂搬入

が加速化されてしまいます。

K8もK9同様、本来は護岸であり、「棧橋」ではありません。棧橋として使うには使用目的変更の届出をし、知事の承認が必要ですが、その手続きを防衛省はしていません。K8はさらに棧橋として使うための形状変更もしており、これも知事の承認が必要ですが、これもしていません。デニー知事は「法令順守の意識を欠いているものと疑わざるを得ない」「作業の強行は、暴挙以外の何ものでもない」と批判しました。



【出て行く運搬船と海保に拘束されたカヌー、安和棧橋】

### 埋立て難航

昨年12月から始まった辺野古側の埋立て区域2、2-1は6か月で埋立てが完了する予定でしたが、必要な土砂は、ダンプ約20万台分、124万立方メートルですが、半年経っても5万台分、約4分の1の土砂に留まっています。

また7月1日で新基地建設事業に着手してから5年が経ちました。当初の工程表

では事業開始から5年で全ての埋め立てを完了するはずでしたが、実際には辺野古側の埋立てもまだ半分にも達していません。辺野古新基地全体の埋め立て予定面積160ヘクタールに対し、県の試算では、5月末時点で埋め立て工事の進捗率は約2.8%としています。

埋立て全体の4分の3を占める大浦湾側は軟弱地盤の問題等で防衛省は計画変更し県の承認を得る必要があるため、見通しが全くたっていません。

ヘリ基地反対協議会・安次富共同代表は「安和や辺野古、海上で抗議する市民の力が工事を遅らせている。あきらめず、これからも非暴力で抵抗を続けていく」と決意を新たにしました。

### あつまれ辺野古

私は現在、抗議船船長として海上で活動する一方、陸上では「あつまれ辺野古」の仲間と共に活動しています。その「あつまれ」の活動報告No.3ができましたので、今回同封させていただきました。是非ご覧いただければと思います。



【辺野古のオイルフェンスにとまった絶滅危惧種のアジサシ】



# Nonviolent Peaceforce

非暴力平和隊の理念と活動に賛同・支援して下さる個人および団体を会員として募集しています。入会のお申込みは、郵便振替、銀行振込、非暴力平和隊・日本のウェブサイトの入会申込ページをご利用くださいますようお願いいたします。

◎ **正会員(議決権あり)**

- ・ 一般個人: 10,000円
- ・ 学生個人: 3000円

◎ **賛助会員(議決権なし)**

- ・ 一般個人: 5000円(1口)
- ・ 学生個人: 2000円(1口)

\* 団体は正会員にはなれません。 ・ 団体 : 10,000円(1口)

■ **郵便振替**: 00110-0-462182 加入者名: NPJ

\* 通信欄に会員の種類を(賛助会員の場合は口数も)ご明記ください。

■ **銀行振込**: 三井住友銀行 白山支店 普通 6622651 口座名義: NPJ代表 大畑豊

\* 銀行振込をご利用の場合は、お手数ですが電話・ファックス・メールのいずれかを通じて入会希望の旨、NPJ事務局までご連絡くださいますようお願いいたします。

■ **ウェブサイトからのお申込み**: [http://np-japan.org/4\\_todo/todo.htm#member](http://np-japan.org/4_todo/todo.htm#member)

## 夏季カンパ

8月8日現在、以下の33名の個人・団体より合計 197,000円の夏季カンパを頂きました。ありがとうございます。(順不同・敬称略)

.....

- 黒岩海映 遠峰喜代子 馬渡雪子 柳康雄 岡崎善郎 山本賢昌 石田明義  
 高柳博一 木村啓子 中村健 福崎裕夫 武井陽一・めぐみ 矢島十三子  
 上西創造 鞍田東 川島健次 川辺希和子 木村護郎クリストフ 日置祥隆  
 熊谷喜代春 和田順義 野島大輔 大石裕子 青木護 酒井良治 大橋祐治  
 市川カトリック教会 飯高京子 後藤由美子 大畑豊 大谷義彦 安藤博

ニュースレター71号(5月31日発行)で冬季カンパ者のお名前を確認できなかった以下5名の方々にはお詫びかたがた感謝申し上げます。(順不同・敬称略)

.....

- 徳永ヨウ 飯高京子 中井奉文 高瀬紀子 石田明義